



今シーズン初！！

島根県の死亡野鳥において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N6亜型）確定

事例1：11月5日（11月9日 高病原性確定）

島根県松江市で回収されたコブハクチョウ1羽の死亡個体において

事例2：11月7日（簡易検査陽性 確定検査中）

島根県松江市で回収されたキンクロハジロ1羽の死亡個体において

両事例とも島根県が実施した簡易検査で、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が出ました。

日本への渡り鳥の飛来も本格化する時期です。

高病原性鳥インフルエンザなどの対策の徹底をお願いします。

- ・ 病原体の侵入防止のため、衣服や長靴の消毒、車両の消毒、防鳥ネットの破れがないかを再確認してください。
- ・ 100羽以上飼養農場は、20日までに石灰を散布してください。

いつもと様子が違う時は、早期の通報をお願いします

1日の死亡率が前21日平均の2倍以上



家畜保健衛生所にご連絡ください
(その他、下記のような場合もご連絡ください)

- ・ 5羽以上の鶏がまとまってうずくまっている、死んでいる
- ・ 脚部の皮下出血、肉垂の出血・壊死、突然の沈うつといった症状が見られる

飛騨家畜保健衛生所(飛騨総合庁舎内)

〒506-8688 高山市上岡本町7-468

TEL:0577-33-1111 FAX:0577-32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

